

岡山県調査、設計、測量業務等共通仕様書

名称			改定有無
設計業務等共通仕様書	第1編	共通編	有
	第2編	河川編	有
	第3編	海岸編	有
	第4編	砂防及び地すべり対策編	有
	第6編	道路編	有
測量業務共通仕様書			有
地質・土質調査業務共通仕様書			有
用地調査等業務共通仕様書			有
現場技術業務委託共通仕様書			無

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
<p>設計業務等共通仕様書</p>				
<p>第1編 共通編</p>				
<p>第1章 総則</p>				
<p>第1102条 用語の定義</p>	<p>33. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。</p>	<p>33. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。</p>		<p>3/18</p>
<p>第1111条 打合せ等</p>	<p>5. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」[※]に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p>	<p>5. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」^{※1}「ウィークリースタンス」^{※2}に努める。 ※1ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ※2ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</p>		<p>8/18</p>
<p>第1131条 個人情報の取扱い</p>	<p>1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、岡山県個人情報保護条例（平成14年3月19日岡山県条例第3号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、岡山県個人情報保護条例（平成14年3月19日岡山県条例第3号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>15/18</p>

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁																								
設計業務等共通仕様書																												
第2編 河川編																												
第1章 河川環境調査																												
第4節 成果物																												
第2121条 成果物	1. 環境影響評価 受注者は、表2.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。 <div style="text-align: center;"> <table border="1" data-bbox="626 625 1270 810"> <caption>表 2.1.1 成果物一覧表</caption> <thead> <tr> <th>成果物項目</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境影響評価報告書一式</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>方法書(案)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書(案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>評価書(案)</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> </div> ※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※2 要約書(案)を含むものとする。	成果物項目	摘要	環境影響評価報告書一式	※1	方法書(案)		準備書(案)	※2	評価書(案)	※2	1. 環境影響評価 受注者は、表2.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。 <div style="text-align: center;"> <table border="1" data-bbox="1590 625 2234 852"> <caption>表 2.1.1 成果物一覧表</caption> <thead> <tr> <th>成果物項目</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画段階配慮書(案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>環境影響評価報告書一式</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>方法書(案)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書(案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>評価書(案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>評価書の補正等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> ※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※2 要約書(案)を含むものとする。	成果物項目	摘要	計画段階配慮書(案)	※2	環境影響評価報告書一式	※1	方法書(案)		準備書(案)	※2	評価書(案)	※2	評価書の補正等			16/107
成果物項目	摘要																											
環境影響評価報告書一式	※1																											
方法書(案)																												
準備書(案)	※2																											
評価書(案)	※2																											
成果物項目	摘要																											
計画段階配慮書(案)	※2																											
環境影響評価報告書一式	※1																											
方法書(案)																												
準備書(案)	※2																											
評価書(案)	※2																											
評価書の補正等																												
第2章 河川調査・計画																												
第13節 成果物																												
第2221条 成果物	受注者は、以下に示す成果物を作成し、 第1116条 成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。	受注者は、以下に示す成果物を作成し、 第1117条 成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。		61/107																								

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
設計業務等共通仕様書				
第3編 海岸編				
第1章 海岸構造物設計				
第1.1節 成果物				
第3136条 成果物	受注者は、表3.1.1、表3.1.2に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	受注者は、表3.1.1、表3.1.2に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、 2 部納品するものとする。		52/53

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
設計業務等共通仕様書				
第4編 砂防及び地すべり対策編				
第1章 砂防環境調査				
第5節 成果物及び貸与資料				
第4111条 成果物	受注者は、成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。	受注者は、成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。		6/109
第2章 砂防調査・計画				
第4節 成果物				
第4212条 成果物	受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。	受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。		24/109
第3章 砂防構造物設計				
第2節 砂防堰堤及び床固工の設計				
第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計	<p>2. 業務内容</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画の概略施工計画及び資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。</p>	<p>2. 業務内容</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画）及び概略資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。</p>		31/109
第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計				
第4312条 流木対策工詳細設計	<p>2. 業務内容</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画</p> <p>受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路およびコンクリート打設計画の概略施工計画を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。</p>	<p>2. 業務内容</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画</p> <p>受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画）を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。</p>		47/109

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
第5節 護岸工の設計				
第4314条 護岸工予備設計	<p>2. 業務内容 (9) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p>	<p>2. 業務内容 (9) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p>		50/109
第7節 成果物				
第4319条 成果物	<p>受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p>	<p>受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p>		57/109
第4章 地すべり対策調査・計画・設計				
第5節 成果物				
第4410条 成果物	<p>受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p>	<p>受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p>		80/109
第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計				
第5節 成果物				
第4510条 成果物	<p>受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p>	<p>受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p>		95/109
第6章 雪崩対策調査・計画・設計				
第5節 成果物				
第4609条 成果物	<p>受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p>	<p>受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p>		106/109

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁																								
設計業務等共通仕様書																												
第6編 道路編																												
第1章 道路環境調査																												
第2節 成果物																												
<p data-bbox="145 321 501 373">第6110条 成果物</p>	<p data-bbox="501 321 1448 405">1. 環境影響調査 受注者は、表6.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p> <div data-bbox="658 636 1314 867" style="text-align: center;"> <p>表 6.1.1 環境影響評価成果物一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果物</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境影響評価報告書一式</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>方法書(案)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書(案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>評価書(案)</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p data-bbox="501 909 1448 1024">※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※2 要約書(案)を含むものとする。</p>	成果物	摘要	環境影響評価報告書一式	※1	方法書(案)		準備書(案)	※2	評価書(案)	※2	<p data-bbox="1448 321 2398 405">1. 環境影響調査 受注者は、表6.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p> <div data-bbox="1605 636 2261 930" style="text-align: center;"> <p>表 6.1.1 環境影響評価成果物一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果物</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画段階配慮書(案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>環境影響評価報告書一式</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>方法書(案)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書(案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>評価書(案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>評価書の補正等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p data-bbox="1448 972 2398 1087">※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※2 要約書(案)を含むものとする。</p>	成果物	摘要	計画段階配慮書(案)	※2	環境影響評価報告書一式	※1	方法書(案)		準備書(案)	※2	評価書(案)	※2	評価書の補正等			9/204
成果物	摘要																											
環境影響評価報告書一式	※1																											
方法書(案)																												
準備書(案)	※2																											
評価書(案)	※2																											
成果物	摘要																											
計画段階配慮書(案)	※2																											
環境影響評価報告書一式	※1																											
方法書(案)																												
準備書(案)	※2																											
評価書(案)	※2																											
評価書の補正等																												
第2章 交通現況調査																												
第7節 成果物																												
<p data-bbox="145 1224 501 1276">第6215条 成果物</p>	<p data-bbox="501 1224 1448 1287">受注者は、表6.2.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p>	<p data-bbox="1448 1224 2398 1287">受注者は、表6.2.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p>		20/204																								
第3章 道路網・路線計画																												
第5節 成果物																												
<p data-bbox="145 1549 501 1602">第6305条 成果物</p>	<p data-bbox="501 1549 1448 1612">受注者は、表6.3.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p>	<p data-bbox="1448 1549 2398 1612">受注者は、表6.3.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p>		25/204																								

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
第4章 道路設計				
第2節 道路設計				
第6408条 道路詳細設計	<p>1. 業務目的</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 道路付帯構造物設計 受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅2m超かつ延長100m超）、地下道、取付道路（幅3m超かつ延長30m超）側道、階段工（高さ3m以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第6424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。</p> <p>(9) 舗装工設計 受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、「舗装種別選定の手引き」（公益社団法人日本道路協会R3.12）に示されたチェックシート等を参考にアスファルト舗装／コンクリート舗装等を比較検討のうえ、舗装の種類・厚生を決定し、設計するものとする。</p>	<p>1. 業務目的</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 道路付帯構造物設計 受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅2m超かつ延長100m超）、地下道、取付道路（幅3m超かつ延長30m超）側道、階段工（高さ3m以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする（照明施設は除く）。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第6424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。</p> <p>(9) 舗装工設計 受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、「舗装種別選定の手引き」（公益社団法人日本道路協会R3.12）に示されたチェックシート等を参考にアスファルト舗装／コンクリート舗装等を比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</p>		35/204
第9節 成果物				
第6433条 成果物	受注者は、表6.4.1～表6.4.6に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。	受注者は、表6.4.1～表6.4.6に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。		71/204
第5章 地下構造物設計				
第2節 地下横断歩道等設計				
第6505条 地下横断歩道等詳細設計	<p>2. 業務内容</p> <p>(4) 本体設計</p> <p>3) 出入口部 受注者は、出入口部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するするものとし、階段、斜路（階段付き）の昇降方式の設計及びタイル張り、吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。</p>	<p>2. 業務内容</p> <p>(4) 本体設計</p> <p>3) 出入口部 受注者は、出入口部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するするものとし、階段、斜路（階段付き）の昇降方式の設計及びタイル張り、吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。</p>		82/204
第5節 成果物				
第6517条 成果物	受注者は、表6.5.1～表6.5.12に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。	受注者は、表6.5.1～表6.5.12に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。		113/204
第6章 地下駐車場計画・設計				
第5節 成果物				
第6611条 成果物	受注者は、表6.6.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。	受注者は、表6.6.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。		135/204

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
第7章 トンネル設計				
第2節 トンネル設計				
第6704条 山岳トンネル詳細設計	2. 業務内容 (4) 本体工設計 1) 地山分類 受注者は、予備設計において決定された地山分類を基に、その後の調査及び検討結果を加味し、地山分類を行うものとする。 2) トンネル断面及び支保工の設計 受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破碎帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算（FEM解析等）及び補助工法の設計を行うものとする。 3) 掘削方式及び掘削工法の確認 受注者は、予備設計成果に、その後の調査及び検討結果を加味して、掘削方式及び掘削工法の妥当性を確認するものとする。	2. 業務内容 (4) 本体工設計 1) 地山分類 受注者は、予備設計において決定された地山分類を基に、その後の調査及び検討結果を加味し、地山分類を行うものとする。 2) トンネル断面及び支保工の設計 受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破碎帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算（FEM解析等）及び補助工法の設計を行うものとする。 なお、切羽の自立が悪い場合に適用される支保パターンDI-a 以下では原則として鏡吹付けを実施することについて図面等の設計図書に記載することとする。 また、支保パターンCII-b 以上の場合であっても、以下のア～ウのいずれかの事項が発生することが懸念される場合には鏡吹付けの実施について検討する必要があることについて図面等の設計図書に記載することとする。 ア 鏡面から岩塊が抜け落ちる イ 鏡面の押出しを生じる ウ 鏡面は自立せず崩れあるいは流出 3) 掘削方式及び掘削工法の確認 受注者は、予備設計成果に、その後の調査及び検討結果を加味して、掘削方式及び掘削工法の妥当性を確認するものとする。		142/204
第6節 成果物				
第6716条 成果物	受注者は、表6.7.1～表6.7.10に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	受注者は、表6.7.1～表6.7.10に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。		175/204

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
第8章 橋梁設計				
第2節 橋梁設計				
第6803条 橋梁予備設計	<p>2. 業務内容 (4) 橋梁形式比較案の選定 受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案 3案を選定するものとする。</p>	<p>2. 業務内容 (4) 橋梁形式比較案の選定 受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案をプレキャストを含む3案以上選定するものとする。</p>		182/204
第5節 成果物				
第6811条 成果物	<p>受注者は、表6.8.1～表6.8.3に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p>	<p>受注者は、表6.8.1～表6.8.3に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部1部納品するものとする。</p>		197/204
第9章 道路施設点検				
第5節 成果物				
第6902条 道路防災カルテ点検	<p>1. 業務目的 道路防災カルテ点検は、発注者より貸与される道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。</p>	<p>1. 業務目的 道路防災カルテ点検は、過年度に作成された道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。</p>		201/204

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
<p>第3節 橋梁定期点検 第6903条 橋梁定期点検</p>	<p>1. 業務目的 橋梁定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うために必要な基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。 (1) 計画準備 2) 実施計画書 受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、監督員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。 ①業務内容 ⑦仮設備計画 ②対象橋梁位置図 ⑧使用建設機械 ③現地踏査の調査記録 ⑨安全管理計画（交通規制含む） ④業務実施方針 ⑩環境対策 ⑤実施体制 ⑪連絡体制（緊急時含む。） ⑥実施工程表</p> <p>実施体制については、橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。 (3) 橋梁点検員 受注者は、業務の実施にあたって橋梁点検員を定め監督員に提出するものとする。なお、橋梁点検員は、橋梁に関して十分な知識と実務経験などを有するものとする。</p> <p>(4) 定期点検 受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。 1) 近接目視点検 点検は近接目視を原則とし、必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について監督員と協議するものとする。</p>	<p>1. 業務目的 橋梁定期点検は、橋梁利用者や第三者への被害の回避、落橋など長期にわたる機能不全の回避、長寿命化への時宜を得た対応などの橋梁に係る維持管理を適切に行うため、道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行ううえで必要な情報を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。 (1) 計画準備 2) 実施計画書 受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、監督員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。 ①業務内容 ⑦仮設備計画 ②対象橋梁位置図 ⑧使用建設機械 ③現地踏査の調査記録 ⑨安全管理計画（交通規制含む） ④業務実施方針 ⑩環境対策 ⑤実施体制 ⑪連絡体制（緊急時含む。） ⑥実施工程表</p> <p>実施体制については、橋梁検査員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。 (3) 橋梁検査員 受注者は、業務の実施にあたって橋梁検査員を定め監督員に提出するものとする。なお、橋梁検査員は、客観事実としての部材毎の損傷程度の評価や外観性状の記録、作業の安全管理等に適正な能力を有し、データの収集及び記録を適正に行うために必要な橋梁の設計、施工又は維持管理に関する知識を有する者とする。</p> <p>(4) 定期点検 受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。 1) 近接目視点検 点検は近接目視・打音・触診以外の方法も含めて、目的に照らして部材等の状態の客観事実を的確に把握することができる適切な方法により点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について監督員と協議するものとする。</p>		<p>202/204</p> <p>203/204</p>
<p>第4節 成果物 第6904条 成果物</p>	<p>受注者は、次の各号について成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部提出するものとする。</p>	<p>受注者は、次の各号について成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p>		<p>204/204</p>

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
<p>測量業務共通仕様書</p>				
<p>第2条 用語の定義</p>	<p>31. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p>	<p>31. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p>		3/14
<p>第12条 打合せ等</p>	<p>6. 監督員及び受注者は、ワンデーレスポンス[※]に努める。 [※]ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p>	<p>6. 監督員及び受注者は、ワンデーレスポンス^{※1}「ウィークリースタンス」^{※2}に努める。 ^{※1}ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ^{※2} ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</p>		6/14
<p>第32条 個人情報の取扱い</p>	<p>1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、岡山県個人情報保護条例（平成14年3月19日岡山県条例第3号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、岡山県個人情報保護条例（平成14年3月19日岡山県条例第3号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>		11/14
<p>第33条 安全等の確保</p>	<p>1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課令和4年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 （2）受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。 （3）受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。</p>	<p>1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課令和7年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 （2）受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。 （3）受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。</p>		12/14

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
地質・土質調査共通仕様書 第102条 用語の定義	31. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。	31. 「書面」とは、 打合せ簿等の帳票をいい 、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。		3/34
第112条 打合せ等	5. 監督職員 及び受注者は、ワンデーレスポンス [※] に努める。 [※] ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、 いつまでに対応するかを連絡するなど 、速やかに何らかの対応をすることをいう。	5. 監督員 及び受注者は、ワンデーレスポンス ^{※1} 「 ウィークリースタンス 」 ^{※2} に努める。 ^{※1} ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、 いつまでに対応するかを連絡するなど 、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ^{※2} ウィークリースタンスとは、 労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。		7/34
第132条 個人情報の取扱い	1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号） 及び岡山県個人情報保護条例（平成14年3月19日岡山県条例第3号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号） 及び岡山県個人情報保護条例（平成14年3月19日岡山県条例第3号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。		13/34
第133条 安全等の確保	1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術 審議官通達 令和4年2月 ）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。	1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術 調査課令和7年3月 ）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。		14/34

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
<p>第5章 原位置試験</p>				
<p>第1節 孔内水平載荷試験</p>				
<p>第502条 試験等</p>	<p>1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。</p>	<p>1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。</p>		23/34
<p>第503条 成果物</p>	<p>成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値 (2) 荷重強度－変位曲線 (3) 地盤の変形係数 (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。</p>	<p>成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値 (2) 荷重強度－変位曲線 (3) 地盤の変形係数 (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。</p>		24/34
<p>第2節 地盤の平板載荷試験</p>				
<p>第505条 試験等</p>	<p>試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。 (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（地盤の平板載荷試験方法）によるものとする。 (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする。</p>	<p>試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。 (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（地盤の平板載荷試験方法）によるものとする。 (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする。</p>		24/34
<p>第506条 成果物</p>	<p>成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 試験箇所、試験方法、測定値 (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1521（地盤の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。 (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A1215（道路の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。</p>	<p>成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 試験箇所、試験方法、測定値 (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1521（地盤の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。 (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A1215（道路の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。</p>		24/34
<p>第5節 現場透水試験</p>				
<p>第515条 成果物</p>	<p>成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1614によるものとする。</p>	<p>成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1614によるものとする。</p>		25/34

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
<p>第6章 解析等調査業務 第602条 業務内容</p>	<p>1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>2. 既存資料の収集・現地調査は以下による。 (1) 関係文献の収集と検討 (2) 調査地周辺の現地調査</p> <p>3. 資料整理とりまとめ (1) 各種計測結果の評価及び考察 (2) 異常データのチェック (3) 試料の観察 (4) ボーリング柱状図の作成</p> <p>4. 断面図等の作成 (1) 地層及び土性の工学的判定 (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。</p> <p>5. 総合解析とりまとめ (1) 調査地周辺の地形・地質の検討 (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定 (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定 (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合） (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討） (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）</p>	<p>1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>2. 計画準備 業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、調査計画の立案及び業務計画書の作成を行うものとする。</p> <p>3. 既存資料の収集・現地調査は以下による。 (1) 関係文献の収集と検討 (2) 調査地周辺の現地調査</p> <p>4. 資料整理とりまとめ (1) 各種計測結果の評価及び考察 (2) 異常データのチェック (3) 試料の観察 (4) ボーリング柱状図の作成</p> <p>5. 断面図等の作成 (1) 地層及び土性の工学的判定 (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。</p> <p>6. 総合解析とりまとめ (1) 調査地周辺の地形・地質の検討 (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定 (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定 (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合） (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討） (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）</p>		27/34
<p>第8章 物理探査</p>				
<p>第2節 電気探査（比抵抗二次元探査） 第804条 業務内容</p>	<p>7. 報告書作成 第802条第7項に準じるものとする。</p>	<p>7. 報告書作成 第802条第8項に準じるものとする。</p>		30/34

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
<p>用地調査等業務共通仕様書</p>				
<p>第9条 用地調査等業務の区分</p>	<p>(用地調査等業務の区分) 第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 一 用地測量は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条の規定に基づく岡山県公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。 二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する（第14章 地盤変動影響調査等を実施するする場合を除く。）。 表1 建物区分 区分判断基準 木造建物〔Ⅰ〕 土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 木造建物〔Ⅱ〕 土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物 木造建物〔Ⅲ〕 土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物 木造特殊建物 土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物 非木造建物〔Ⅰ〕 柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物 非木造建物〔Ⅱ〕 石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物</p>	<p>(用地調査等業務の区分) 第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 一 用地測量は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条の規定に基づく岡山県公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。 二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する（第14章 地盤変動影響調査等を実施するする場合を除く。）。 表1 建物区分 区分判断基準 木造建物〔Ⅰ〕 以下のいずれかに該当する建物 ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 ・主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は、木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平屋建又は、2階建の建物 木造建物〔Ⅱ〕 土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物 木造建物〔Ⅲ〕 木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物 木造特殊建物 土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物 非木造建物〔Ⅰ〕 柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、若しくはコンクリートブロック造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築されている専用住宅若しくは、共同住宅の建物 非木造建物〔Ⅱ〕 非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（重量鉄骨造）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物）</p>	<p>国に準拠</p>	<p>7/50</p>

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
第21条 算定資料	(算定資料) 第21条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。	(算定資料) 第21条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。	他の条文との整合	15/50
第30条 個人情報の取扱い	(個人情報の取扱い) 第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等及び同施行令、岡山県個人情報保護条例（平成14年3月19日岡山県条例第3号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 2 受注者は契約書第59条の規定している、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	(個人情報の取扱い) 第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等及び同施行令等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 2 受注者は契約書第59条に規定している、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	条文の体裁	17/50
第111条 補償の要否の判定等	(補償の要否の判定等) 第111条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。 2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「国土交通省の直轄の公共用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（令和元年9月25日付け国土交通省国土用第29号土地・建設産業局総務課長通知。別添-5参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第13号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不相当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。	(補償の要否の判定等) 第111条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。 2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いの改正について」（令和元年9月20日中央用地対策連絡協議会事務局長通知）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第13号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不相当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。	国に準拠	37/50
第150条 調査	(調査) 第150条 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成27年3月24日付け国中整用補第64号）により行うものとする。 2 前項により難しい場合は、監督員の指示により必要な調査を行うものとする。	(調査) 第150条 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（令和4年12月1日付け国不用第38号）により行うものとする。 2 前項により難しい場合は、監督員の指示により必要な調査を行うものとする。	国に準拠	46/50
用地調査等業務共通仕様書 別表1（成果物一覧表）				
	業務区分 補助基準点の設置 備考 国土交通省公共測量作業規定に準ずるものとする。 観測手簿については墨入れ不要。	業務区分 補助基準点の設置 備考 国土交通省公共測量作業規程に準ずるものとする。 観測手簿については墨入れ不要。	国に準拠	4/22
	業務区分 境界測量 備考 国土交通省公共測量作業規定に準ずるものとする。 観測手簿については墨入れ不要	業務区分 境界測量 備考 国土交通省公共測量作業規程に準ずるものとする。 観測手簿については墨入れ不要	国に準拠	5/22
	業務区分 用地境界仮杭設置 成果物の名称 精度監理表	業務区分 用地境界仮杭設置 成果物の名称 精度管理表	国に準拠	5/22
	業務区分 用地境界杭設置 成果物の名称 精度監理表	業務区分 用地境界杭設置 成果物の名称 精度管理表	国に準拠	5/22 6/22

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
岡山県用地調査等業務共通仕様書に係る様式集				
7 様式の名称	利権者調査表（土地） 利権者調査表（建物）	権利者調査表（土地） 権利者調査表（建物）	国に準拠	
7 様式ファイル	様式第9号の1 利権者調査表（土地） 様式第9号の2 利権者調査表（建物）	様式第9号の1 権利者調査表（土地） 様式第9号の2 権利者調査表（建物）	国に準拠	